

「指数の基準時に関する統計基準」に係る新旧基準対照表

今回の基準案	昭和56年の統計審議会答申による基準	変更理由
<p>1 指数の基準時の原則 指数の基準時は、五年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする。</p> <p>2 ウェイトを固定する指数 <u>(1) ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウェイトにより算出するものとする。</u></p> <p><u>(2) ウェイトを固定する指数について、やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できないときは、1の項（指数の基準時の原則）の定めにかかわらず、当該必要なウェイトが設定できるまで指数の基準時を更新しないことができる。この場合において、指数の基準時が西暦年数の末尾が0又は5である年以外の年となるときは、その後の指数の基準時ができるだけ速やかに1の項の定めに従ったものとなるよう、適切な措置を執るものとする。</u></p> <p>3 基準時を更新した場合の利便確保措置 指数の基準時を更新したときは、新指数と旧指数とのリンクその他の利用者の利便のための適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 その他 <u>指数の基準時について、法令の定め又は法令に定める手続があるときは、その定め又は手続によるものとする。</u></p>	<p>1. 指数の基準時は、<u>原則として5年ごとに更新することとし、西暦年の末尾が0又は5の付く年とする（この原則は昭和55年より適用される。）</u> <u>ウェイトを固定する指数については、原則としてウェイト時も5年ごとに更新し、基準時と同年又はその近傍の年（複数年を含む。）を採ることとするが、指数算出に当たっては方法論的扱いが定まっているパーシェ型指数、連鎖指数等については、この限りではない。</u></p> <p>2. 基準時を更新した場合は、新指数と旧指数とのリンクその他については、<u>利用上不便のないよう十分適切な措置を講じることとする。</u></p> <p>3. <u>基準時又はウェイト時について、前記1.の原則を適用することが適切でないと判断される事態が発生した場合には、当審議会は新たに審議を行うものとする。</u></p> <p>4. <u>個々の指数の作成、改定等に際しては、当審議会は、その計画等について、審議又は検討を行うものとする。</u></p>	<p>○ 指数作成者の利便のため各項の内容を簡潔に要約した見出しを追加（以下同じ）。これに伴い「原則として」を削除。</p> <p>○ 原則の適用開始時期については告示で示すため削除。</p> <p>○ ウェイトを固定する指数については、近年、基準時である年のウェイトにより算出しているため、こうした運用実態を踏まえて、基準時である年のウェイトで算出することを原則とするものに変更。</p> <p>○ ウェイトの算出方法に関する基準は、時系列的な観点からウェイトを固定する指数（ラスパイレズ型指数）のみに必要なものであり、これにパーシェ型指数、連鎖指数等は含まれないため、パーシェ型指数等に関する記述を削除。</p> <p>○ ウェイトを固定する指数について、やむを得ない理由により、基準時の更新に必要なウェイトを設定できないケース（ウェイト設定に必要なデータ源である統計調査の実施延期等）が生じる可能性があるため、その際の基準時の例外的な取扱いに関する規定を追加。</p> <p>○ 表現の適正化</p> <p>○ 統計法において、基幹統計に指定された重要な指数については、その作成・変更の際、統計法第9条、第11条又は第26条により統計委員会の審議に付される仕組みとなっているため、これに合わせて表現を変更。</p> <p>○ 上記と同じ理由から削除。</p>